

ニセ警告表示、電子マネーで支払いは詐欺！

パソコンを開くと、突然、「ウイルスに感染した」という警告表示が表れ、画面上に実在する企業やサービスのロゴ付き電話番号に連絡させるように仕向け、有償のソフトウェアを購入させる、年間サポート契約を持ちかける等のトラブルが増えています。そして、コンビニへ行きプリペイド型電子マネー（以下「電子マネー」という）での支払いを指示する詐欺的な手口が増えています。事例を参考にしトラブルに遭わないように気をつけましょう。

【事例】士別市・60歳代・女性

パソコンを久々に開くとウイルスに感染したと警告メッセージが表示され、延々と警告アナウンスが流れて操作ができなくなった。

画面にOS会社の連絡先が出たので、すぐに電話をすると外国の男性が対応した。相手の指示に従い操作をしている途中で、サポート料金のお話をされ、コンビニで電子マネーを購入してくるよう指示され、3年契約25,000円を支払う予定だ。サポートを受けなければ今後OSを利用できなくなると言われた。

【ひとこと助言】

●警告画面記載の電話番号に電話をかけない

正規のセキュリティサービスでは警告画面を表示して電話をかけさせることは通常ありません。相手に電話をかけず、偽警告画面は「ESCキー」を押下し解除します。

●遠隔操作ソフトウェアをダウンロード/インストールしない

このソフトにより、消費者の開いている画面が相手と共有できます。そのため、コンビニへ行かせパソコンの前から離れる際もパソコンは閉じないように指示されます。なかには、個人情報に詐取されたケースもあります。

●事業者にも勧められるサポートやソフトは購入・契約しない

カード番号だけで利用できる電子マネーは、番号を一度相手に伝えてしまうとお金を取り戻すことは非常に困難です。絶対に番号を伝えてはいけません。【事例】では、電子マネーを購入するために外に出た際、当センターに相談があり、パソコンに表示されているものはニセであることを説明し、金銭の被害を食い止めることができました。電話対応の男性には警察に通報したと伝えるとすぐ切電され、その後正規のセキュリティサポートで不正なソフトの確認をし、何もダウンロードはしていないことが分かりました。

●OS やセキュリティーソフトを最新の状態に更新しましょう

セキュリティーの観点から、常日頃からスマートフォンやパソコンのOS や他のセキュリティーソフトをインストールしている場合は、最新の状態に更新しておきましょう。

困ったときは下記相談窓口にご連絡ください。

消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820

午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

■事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用
来所相談、電話相談、電子フォームでのご相談も受けています

